

## 令和3年度 第1回阿見町農業委員会会議録

1. 日 時：令和3年4月12日（月）午後3時00分

2. 場 所：阿見町役場 4階 全員協議会議室

3. 出席委員：農業委員 7名 農地利用最適化推進委員 8名

1番 藤平清子 君	2番 吉田一男 君
2番 小泉治久 君	3番 山崎明 君
4番 浅野敬司 君	4番 小見川清 君
6番 島田辰男 君	5番 小松崎秀昭 君
8番 横張清彦 君	6番 福岡みつ子 君
9番 青山和泉 君	7番 諏訪原早苗 君
10番 山崎久司 君	9番 栗山繁 君
	10番 大塚康夫 君

4. 欠席委員：農業委員 3番 柳生利幸 君 5番 吉田和嗣 君 7番 長谷川義洋 君  
推進委員 1番 渡邊通 君 8番 野口裕司 君

5. 議事日程：第1 議事録署名委員の指名

第2

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

議案第7号 農地改良協議に対する決定について

報告第1号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

その他

6. 農業委員会事務局

農業委員会事務局長 吉田 恭久 君

農業委員会事務局 久保田義和 君

7. 会議の概要

午後3時00分 開会

事務局は、定刻に達したので開会を宣する。

阿見町農業委員会会議規則第4条の規定により会長が議長になる。

議 長： 本日の出席委員は15名で総会成立を宣し、議事録署名委員について議長指名でよろしいか諮ったところ全員異議なしにより、9番青山和泉委員・1番藤平清子委員の両名を指名した。続いて議事に入る。

<議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について>

議長： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

整理番号1番、申請日3月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、2筆、畑、1筆、面積合計が44a、契約内容は所有権移転売買です。

整理番号2番、申請日3月23日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が32a、契約内容は所有権移転売買です。整理番号1番2番について、1筆は、〇〇から西南西へ約100mに位置し、他3筆は、〇〇から西南西へ約350mに位置しております。作付予定作物は水稻です。いずれも譲受人が耕作中の農地で、利用権設定されていましたが解除済であります。

整理番号3番、申請日3月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、5筆、面積が10a、契約内容は地上権設定3年です。申請地は、〇〇から南へ約300mに位置し、それぞれ隣接し1つにまとまった土地であります。今年1月の総会において農地改良協議により田畑転換を行った10aに、営農型太陽光発電を行うため、後程審議する農地法第5条の一時転用と併せて3年間の地上権設定するものです。許可の際については、第5条と同日扱いにて行うことを申し添えます。また、残地の農地におきましては、芝桜を耕作予定との事でした。

以上3件において、いずれも申請書類及び添付資料等を確認し、特に問題となるような項目は見受けられませんでした。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番2番を8番横張清彦委員、整理番号3番を9番青山和泉委員、お願いいたします。

8番： 整理番号1番及び2番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも適正に管理されている耕作中の農地であります。境界についても問題なく、譲受人が、本申請地を取得後も、引続き適正に管理し耕作するものと見込まれますので、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

9番： 整理番号3番について報告します。現地調査の結果、申請地は、農地改良の盛土工事は完了していますが、整地ができていません。櫛を耕作するには、農地改良が不十分であり、土壌改良が必要かと思えます。

事務局： 櫛を植える前に、土壌改良を予定しています。

9番： 整地をして、土壌改良を行う、また、片側にある水路の境界も定かではないので、きちんとしてもらおう、前提ではなく、完了してからの、許可相当だと思います。

会長： 境界杭を確認して、整地してからですね。

事務局： 農地改良、境界杭について、再確認したいと思えます。

議長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決をいたします。整理番号3番については農地改良等の確認をしてからの条件付きとし、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議 長： 続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日3月24日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が15a、申請地は〇〇から北東へ約100m、〇〇から南東へ約300mに位置しております。周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。事業計画は370Wのパネルを240枚設置、造成計画については、出入口箇所を一部掘削し砕石敷きを行い、その他は現状のまま利用し、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は敷地内浸透となっております。資金計画は金融機関からの融資により行います。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。4番浅野敬司委員お願いいたします。

4番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は耕作中の農地であり、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

＜議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について＞

議 長： 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事 務 局： 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について

整理番号1番、申請日3月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、1筆、面積が4aです。計画内容は、自己用住宅、〇〇から南へ約100m、〇〇から西南西へ約150mに位置しており、周囲は宅地も多く、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、木造平屋建て建築面積は1a。造成計画は、盛土を一番高いところで〇〇cm。周囲は土留め工事を行います。用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は浄化槽で処理後、側溝に放流します。放流同意書の添付が無かったため、代理人へ近日中に提出するよう求めています。資金は、住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。

整理番号2番、取下げとなりました。議案より削除となります。

整理番号3番、申請日3月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は田、5筆、面積合計20aの内0.1aです。先程の第1号議案の中でも取上げましたが、本申請地は第1

種農地であることから、営農型太陽光発電を行うものです。農地法施行令第11条第1項により不許可の例外にあたりと判断しました。これは、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。事業計画は270Wのパネルを216枚設置、最大出力58.32kw。転用面積の内訳は、すべて架台用支柱であります。パネル下部農地における予定作物は榊で、周囲にはフェンスを設けて当該地を囲い、雨水は敷地内浸透となっております。資金計画は自己資金により行います。接道していない為、隣地所有者から通路使用承諾を得ております。

整理番号4番、申請日3月25日、申請地阿見町大字〇〇、地目は畑、1筆、面積が4aです。計画内容は、自己用住宅、〇〇から南南西へ約100m、〇〇から西南西へ約350mに位置しており、周囲は宅地が混在し、周辺の農地を合わせても10ha未満の小集団の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。選定にあたっては、候補地を検討した結果、当該事業の目的を達成する代替性がないことを確認しています。計画内容は、木造平屋建て建築面積は11a。造成計画は、現状のまま利用。用排水計画は、公共上水道、雨水は敷地内浸透、汚水雑排水は浄化槽で処理後、側溝に放流します。資金は、住宅ローンを利用し、他法令については、都市計画法第29条許可申請済であります。転用する農地のほかに、進入路として宅地12aの土地を利用する計画で、こちらも使用貸借契約となります。

議 長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番4番を8番横張清彦委員、整理番号3番を9番青山和泉委員お願いいたします。

8番： 整理番号1番及び4番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、いずれも休耕中の農地で、管理は適正に行われていました。また、隣地境界についても問題なく、土地利用計画内容からも、周辺農地への影響もありませんでした。よって、本申請については、許可相当と判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番： 整理番号3番について報告します。議案第1号で、農地法第3条の規定による権利の設定について、農地改良等の確認をしてから条件付きとなりました。今年1月に3条許可で購入し、農地改良申請をして、今回の3条許可地上権設定、5条許可とありますが、同時進行は妥当ではないと思います。順を追って、条件を満たし、完了してからの申請ではないでしょうか。

事務局： 農地改良等の確認をし、3条許可地上権設定、完了してからの申請ですね。その様な進達意見を取りまとめ、県に相談したいと思います。

9番： 議案第1号の際も話しましたが、水路の境界を、公図どおりだした方が良いですね。

会長： 太陽光のパネルが、水路上にかかることがないように、境界を明確にし、計画図面が必要ですね。

事務局： 農地改良、水路の境界の確認ですね。

議 長： これで調査員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見の決定について、整理番号3番については、農地改良、水路の境界等の確認の条件付きで保留とし、本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）>**

議長： 続いて、議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）を議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第4号 現況確認証明の発行について（非農地証明）

整理番号1番、申請日3月23日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は0.6a、現況写真国土地理院平成11年5月30日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。〇〇から南へ約200mに位置しており、添付の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

整理番号2番、申請日3月25日、申請地は阿見町大字〇〇字〇〇、地目は畑、1筆、面積は3a、現況写真国土地理院平成6年11月2日撮影、公図及び土地登記簿謄本が添付されております。〇〇から東へ約500mに位置しており、添付の航空写真からも、非農地になってから20年以上経過し、違反転用に対して是正指導中ではない土地であります。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員、整理番号2番を9番青山和泉委員お願いいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。土地の周囲の状況からみて、その土地を農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

9番： 整理番号2番について報告します。現地確認の結果、事務局の説明どおりであります。耕運機等の機械を入れることによって耕作が可能となる土地ではなく、物理的に困難であるため、今回の非農地証明の発行は妥当であると判断いたします。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長： これで調査員の報告は終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第4号 現況確認証明の発行について採決をいたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

賛成多数と認めます。よって現況確認証明を発行することを決定いたします。

**<議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について>**

議長： 続いて、議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について

整理番号1番から9番、地目は田で、9筆、117a、地目は畑で、5筆、182a、面積合計299a、貸し手8名、借り手8名、賃貸借8件、使用貸借1件、新規設定3件、再設定6件です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

質疑なしと認めます。

これより議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定について採決をいたします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について>**

議長： 続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定について

農地中間管理事業の一括方式による契約となります。

整理番号1番から35番、35件、35筆、面積合計461a、貸し手23名、借り手3者です。詳細については、お読み取りください。

議長： 説明は以上です。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8番： 整理番号31番及び32番、用悪水路を埋めてしまって、周りに影響はありませんか。

事務局： 所有者は本人で、水路としての形は残っておらず、隣接する所有者の畑の一部となっています。現況は畑、現況地目、現況主義ですので、機構とも確認がとれており、中間管理との貸借は成立しています。

会長： 町の所有する水路ではなく、個人所有ですね。

事務局： はい、そうです。

議長： 他、質疑はありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

質疑なしと認めます。

これより議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画と農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画の決定についてを採決いたします。

本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

**<議案第7号 農地改良協議に対する決定について>**

議長： 続いて、議案第7号 農地改良協議に対する決定についてを議題と致します。

事務局説明をお願いします。

事務局： 議案第7号 農地改良協議に対する決定について

整理番号1番、申請地、阿見町〇〇、地目は畑、1筆、面積合計が13a、〇〇から北東へ約200mに位置しており、市街化区域の農地であります。町の道路新設工事に伴い発生する残土を用いて農地改良を行うものです。こちらは令和元年8月の総会にて協議を行い、承認されたものですが、予定していた工事現場からの良質の土を搬入することが出来なくなり、別の工事現場、都市計画道路〇〇線整備に伴う工事発生土から搬入することとなったため、改めて協議を行うものです。搬入土量については〇〇m<sup>3</sup>。埋立後の作付け計画は、ブルーベリーです。

議長： 説明は以上です。続いて調査員の報告をお願いします。整理番号1番を1番藤平清子委員お願いいたします。

1番： 整理番号1番について報告します。現地調査の結果、事務局の説明どおりであります。申請地は、過去の申請で承認されているので、土の搬入元となる工事現場を確認

しました。土質については問題なく、適切に農地改良が行われるものと思われます。よって、今回の同意書の発行は、妥当であると判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議長： 会長： 公共の残土ということで、問題はないですね。
- 事務局： はい、問題ありません。
- 議長： これより質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「質疑なし」との声あり）  
質疑なしと認めます。  
これより議案第7号 農地改良協議に対する決定について採決をいたします。  
本案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。  
（全員挙手）  
賛成多数と認めます。よって本案は、議案のとおり承認いたします。

#### <報告事項>

- 議長： これより報告事項に入ります。事務局をお願いします。
- 事務局： 報告第1号農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する決定について、案件は7件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第1号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第1号を終わります。
- 事務局： 続きまして、報告第2号農地法18条第6項の規定による通知書の受理について、案件は4件です。  
内容については、記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。
- 議長： 報告第2号については以上です。  
これより質疑を求めます。質疑はありませんか。  
特に発言がないようなので、以上で報告第2号を終わります。  
以上で本日の議案をすべて終了いたしました。次にその他に入ります。事務局をお願いします。

#### <その他>

- 事務局： その他（事務連絡）
- ①活動報告
    - 3月 農業者年金加入推進活動
  - ②今後の予定
    - 4月 農業委員会だより JAから回覧予定  
里芋種芋植付
  - ③現地調査及び総会の予定
    - 5月現地調査 5月10日（月）当番農委 2番小泉治久委員  
当番農委 3番柳生利幸委員
    - 5月定例総会 5月11日（火）午後1時30分から

- 議長： 以上で本日の議案はすべて終了いたしました。その他、質疑・意見等ございませんか。ないようですので、本日の総会はこれで閉会します。ご苦労様でした。

午後4時00分 閉会

議 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ 印